

2021 年分 国税徴収法テキスト 法改正によるテキスト修正箇所

2021. 3. 25

ページ	訂正箇所	改正前	改正後	備考
9-9	2. タイトル	2. <u>公売参加者の制限</u> (徴 108)	2. <u>公売実施適正化の措置</u> (徴 108)	2021. 3. 25
9-10	(6) の後ろに追加  タイトル番号訂正	(6)  2. <u>処分の取消</u> (徴 108②) 3. <u>公売保証金の国庫帰属</u> (徴 108③) 上記 2. の取消処分を受けた者が	2. <u>暴力団等に該当しないことの陳述等</u> (徴 99 の 2) <u>公売不動産の入札等をしようとする者（その者が法人である場合には、その代表者）は、税務署長に対し、次のいずれにも該当しない旨を陳述しなければ、入札等をすることができません。</u> ① <u>公売不動産の入札等をしようとする者（その者が法人である場合には、その役員）が暴力団員又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。</u> ② <u>自己の計算において当該公売不動産の入札等をさせようとする者（その者が法人である場合には、その役員）が暴力団員等であること。</u> 3. <u>処分の取消</u> (徴 108②) 4. <u>公売保証金の国庫帰属</u> (徴 108③) 上記 3. の取消処分を受けた者が	2021. 3. 25
9-15	追加項目 (5) の下へ追加		4. <u>公売保証金の国庫帰属</u> (徴 108③) <u>公売参加制限者の入札等又はその者を最高価申込者等とする決定を税務署長が取消したときは、その処分を受けた者の納付した公売保証金は国庫に帰属することになります。</u>	2021. 3. 25
9-19	9. タイトル脇の条文番号	9. <u>入札又は競り売りの終了の告知</u> (徴 106)	9. <u>入札又は競り売りの終了の告知</u> (徴 106、 <u>106 の 2</u> )	2021. 3. 25
9-19	● 最高価申込者の決定通知書とイラストの間		<u>税務署長は、公売不動産の最高価申込者等（その者が法人である場合には、その役員。）が暴力団員等に該当するか、又は自己の計算において最高価申込者等に公売不動産の入札等をさせた者があると認める場合には、当該公売不動産の入札等をさせた者（その者が法人である場合には、その役員。）が暴力団員等に該当するか否かについて、必要な調査をその税務署の所在地を管轄する都道府県警察に囑託しなければなりません。ただし、公売不動産の最高価申込者等又は入札等をさせた者が暴力団員等に該当しないと認めるべき事情がある場合は、この限りではありません。</u>	2021. 3. 25

9-23	<p>3. 随意契約による売却の方法</p> <p>(3) 買受人の通知及び公告 後ろに追加</p>		<p>(3) 買受人の通知及び公告(徴 109④)</p> <p><u>(4) 暴力団員等に該当しないことの陳述等(徴 109④)</u></p> <p><u>公売不動産を随意契約により買い受けようとする者(その者が法人である場合には、その代表者)は、税務署長に対し、次のいずれにも該当しない旨を陳述しなければ、買い受けることができません。</u></p> <p><u>① 公売不動産の随意契約により買い受けようとする者(その者が法人である場合には、その役員)が暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下「暴力団員等」という。)であること。</u></p> <p><u>② 自己の計算において当該公売不動産を随意契約により買い受けさせようとした者(その者が法人である場合には、その役員)が暴力団員等であること。</u></p> <p><u>(5) 調査の囑託(徴 109④)</u></p> <p><u>税務署長は、自己の計算において最高価申込者等に公売不動産の入札等をさせた者があると認める場合には、当該公売不動産を随意契約により買い受けさせようとした者(その者が法人である場合には、その役員。以下同じ。)が暴力団員等に該当するか否かについて、必要な調査をその税務署の所在地を管轄する都道府県警察に囑託しなければなりません。ただし、公売不動産の入札等をさせた者が暴力団員等に該当しないと認めるべき事情がある場合は、この限りではありません。</u></p>	2021. 3. 25
9-24	<p>文章追加</p>	<p>2. 不動産等の売却決定(徴 113①)</p> <p>税務署長は、不動産等を換価に付するときは、公売期日等から起算して7日を経過した日に最高価額込者に対して売却決定を行い、この日が売却決定期日になります。</p>	<p>2. 不動産等の売却決定(徴 113①)</p> <p>税務署長は、不動産等を換価に付するときは、公売期日等から起算して7日(不動産の最高価申込者が暴力団員等でないことの調査を囑託している場合は 21日)を経過した日に最高価額込者に対して売却決定を行い、この日が売却決定期日になります。</p>	2021. 3. 25

9-25	表中(1) 2行目	(1) 税務署長が、最高価申込者が公売参加を制限されている者であったところにより、最高価申込者についての決定を取消したとき  最高価申込者の決定の取消 (徴108②)	(1) 税務署長が、最高価申込者が公売参加を制限されている者、 <u>又は暴力団員等</u> であったところにより、最高価申込者についての決定を取消したとき  最高価申込者の決定の取消(徴108②、 <u>⑤</u> )	2021. 3. 25
9-28	2. 売却決定の取消がされる場合 (3)の下に(4) 割込み  タイトル番号訂正	(3)  <u>(4)</u> <u>(5)</u>	(3)  <u>(4) 税務署長は、公売不動産の最高価申込者等又は自己の計算において最高価申込者等に公売不動産の入札等をさせた者が、暴力団員等(公売不動産の入札等がされた時に暴力団員等であつた者を含む。)</u> 又は法人でその役員のうちに暴力団員等に該当する者があるもの(公売不動産の入札等がされた時にその役員のうちに暴力団員等に該当する者があつたものを含む。)に該当すると認める場合には、これらの者を最高価申込者等とする決定を取り消すことができる。 <u>(徴108⑤)</u> <u>(5)</u> <u>(6)</u>	2021. 3. 25

(注) 本教材につきましては、作成する段階改正を反映しておらず、本年1月1日施行されたものにつき、示しましたものです。